

高松市監査委員告示第22号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年9月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和4年9月30日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	R3	R4.2.28	第3号	指摘	発注簿の適正な事務処理について	P12	創造都市推進局	文化財課	R4.8.9

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和4年2月28日
区分	指摘		
指摘の項目	発注簿の適正な事務処理について		
指摘の内容	消耗品の購入においては、当然に1回に契約すべきものを分割して取り扱うことなく、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	P12		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/teiki.files/20220228teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年8月9日
所管課等	創造都市推進局 文化財課
措置結果	本件指摘事項については、令和4年度から、発注簿により消耗品を購入する場合は、年度内の購入見込数量を精査することにより、分割して取り扱うことなく1回で発注することとし、適正な事務処理を図った。